

市	都	街	商	公
(1)	(2)	(2)	(3)	

公共交通移動円滑化設備整備費補助

1. 支援策の概要

高齢者、障害者等が全体として公共交通機関を円滑に利用できるようにするため、バス事業者等に対して公共交通機関の利用の容易化、公共交通機関相互の乗継抵抗の軽減を図るための設備の整備等に要する経費を補助する。

2. 支援策の内容

(1) 対象者

バス事業者、バスターミナル事業者 等

(2) 補助対象事業

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく基本構想に定められた生活関連施設等を利用する旅客の運送を行う乗合バス等に関する以下の事業及び交通空白地域や交通不便地域等において地域の多様なニーズに応じたバス交通の実現を図る地域バス交通活性化事業に関する以下の事業

ノンステップバス等の導入

乗継等情報提供システム（鉄道駅や鉄道車両で行われるバスの運行情報提供、バス停やバス車両内で行われる鉄道の運行情報提供又は病院、福祉施設等高齢者の利用頻度が高い場所での運行情報提供をリアルタイムで行うシステム）の整備

鉄道とバス相互の共通乗車カードシステムの整備（異なる交通事業者間のものに限る）

鉄道駅周辺等のバスターミナルのバリアフリー化

バスカメラを活用したバス走行円滑化

地域バス交通活性化事業

(3) 補助率

国：1/4 地方公共団体：1/4

（又は通常車両価格との差額について国：1/2 地方公共団体：1/2）

国：1/4 地方公共団体：1/4

車載器 国：1/4 地方公共団体：1/4

センターシステム 国：1/3 地方公共団体：1/3

国：1/3 地方公共団体：1/3

調査事業 国：1/2 地方公共団体：1/2

実証運行 国：1/2 地方公共団体：1/2（ただし1,000万円が上限）

施設等整備費 国：1/4 地方公共団体：1/4

（車両は上記補助率又は通常車両価格との差額について国：1/2 地方公共団体：1/2）

3. 問合せ先

国土交通省自動車交通局旅客課

phone 03-5253-8111(内線 41-223) fax 03-5253-1636